外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年六月十九日外務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「外務公務員採用Ⅰ種試験若しくは国家公務員採用Ⅰ種試験」を「国家公務員採用Ⅰ種試験若しくは国家公務員採用総合職試験」に改める。

第四条第一項中「外務公務員採用Ⅰ種試験又は国家公務員採用Ⅰ種試験」を「国家公務員採用Ⅰ種試験又は国家公務員採用総合職試験」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十号

外務省研修所研修規則（昭和五十八年四月十二日外務省令第三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省研修所研修規則の一部を改正する省令

外務省研修所研修規則（昭和五十八年四月十二日外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「国家公務員採用Ⅰ種試験合格者」の下に「、国家公務員採用総合職試験合格者」を、同条第五項中「国家公務員採用Ⅲ種試験合格者」の下に「、国家公務員採用一般職試験合格者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日

会計検査院長　山浦　久司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削り、同表第三局環境検査課の事務分掌事項欄中「財団法人民間都市開発推進機構」を「一般財団法人民間都市開発推進機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。